

令和5年2月（令和4年度第11回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和5年2月22日(水) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	富永浩二
委員	3番	白田利秋
委員	4番	中嶋睦巳
委員	5番	中村重治
委員	6番	上岡ヒトミ
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	上名主辰也
委員	12番	黒江幹也
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員 7番 福田智浩

5. 議事録署名委員 2番 富永浩二 3番 白田利秋

6. 議 題

議案第33号	農地法第3条許可申請の件について
議案第34号	農地法第4条許可申請の件について
議案第35号	農地法第5条許可申請の件について
議案第36号	農業振興地域整備計画変更の件について
議案第37号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告

1	農地利用集積計画の解約について
2	あっせん委員の選任について
3	農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 事務局次長 原之園 利恵 主事 宮本 晴生

10. — 閉会 —

第 11 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和 4 年度肝付町農業委員会第 11 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 16 名中 15 名で福田委員から欠席届が出ております。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、2 番の富永浩二委員と 3 番の白田利秋委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第 33 号から議案第 37 号まであります。報告協議が 1 から 3 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は、2 月 6 日に農業再生協議会臨時総会が開催され出席いたしました。昨年 2 回開催された理事会の中で検討された内容等の提案があり、質問の段階で私と福園委員と冷水委員が意見を述べたところであります。コメ農家への支援を真剣に取り組んでもらうよう、町当局へお願いしました。それから、2 月 7 日に高山地区農業者年金受給者会役員会に出席しました。年金受給者も年々減少しており、受給者会の存続が難しくなっている状況であることから、解散に向けた話し合いが行われたところであります。受給者会はなくなっても農業者年金制度がなくなるわけではないので、県も加入推進を進めておりますし、若い担い手でまだ加入していない方もたくさんいらっしゃいますので、皆さんからも声掛けをして、より一層の加入推進に努めてください。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 33 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 33 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 条許可申請は 13 件の申請です、所有権移転の売買が 8 件と贈与が 1 件、交換が 4 件となっています。売買の 8 件は、田が 12 筆で 12,094 平方メートル、畑が 5 筆で 5,711 平方メートルです。贈与の 1 件は田が 1 筆で 4,017 平方メートル、交換の 4 件は田が 3 筆で 1,824 平方メートル、畑が 2 筆で 4,019 平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇町の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が南方字〇〇 〇〇〇番外 4 筆で、田が 2 筆で 3,221 平方メートル、畑が 3 筆で 3,049 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏と〇〇振興会の〇〇〇〇氏との交換で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番外 1 筆で、田が 2 筆で 926 平方メートルで</p>

事務局	<p>す。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏と〇〇振興会の〇〇〇〇氏との交換で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆で 898 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番〇外 3 筆で、田が 4 筆で 3,957 平方メートルです。</p> <p>整理番号 5 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が北方字〇〇 〇〇〇番外 1 筆で、田が 2 筆で 2,224 平方メートルです。</p> <p>整理番号 6 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が北方字〇〇 〇〇〇番外 1 筆で、田が 2 筆で 1,667 平方メートルです。</p> <p>整理番号 7 番は、〇〇府の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆で 517 平方メートルです。</p> <p>整理番号 8 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番で、畑が 1 筆で 390 平方メートルです。</p> <p>整理番号 9 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆で 508 平方メートルです。</p> <p>整理番号 10 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆で 2,272 平方メートルです。</p> <p>整理番号 11 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏と〇〇振興会の〇〇〇〇氏との交換で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆で 1,729 平方メートルです。</p> <p>整理番号 12 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏と〇〇振興会の〇〇〇〇氏との交換で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆で 2,290 平方メートルです。</p> <p>整理番号 13 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆で 4,017 平方メートルです。</p> <p>以上、13 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>只今、事務局より説明がありました。1 番から 13 番まであります。お目直し下さい。13 件の申請について一括審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第 33 号農地法第 3 条許可申請の 13 件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして 2 ページをお開きください。議案第 34 号農地法第 4 条許可申請の件「4-4-2」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第 4 条許可申請の件「4-4-2」について、ご説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇 地目は畑、面積は 836 平方メートルです。</p> <p>転用目的が資材置場で資材置場が不足しているため加工場の隣接地に資材置場を整備したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当します。</p>

事務局	<p>場所につきましては、〇〇〇〇近くの〇〇〇〇さんの東側です。配置図については、資材置場を図のように整備して、雨水等の処理については自然浸透で計画されています</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「4-4-2」については、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>4番、中嶋です。「4-4-2」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>2月20日に、白田委員、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。場所については、先ほど事務局から説明があったとおりです。現状は耕うんされて畑のままでありまして、周りにはブロックを積み、隣接地に影響がないようにするという事です。雨水等の処理は自然浸透ということで、周囲をブロックで囲むということでしたので、問題ないかと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「4-4-2」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第4条許可申請の件「4-4-2」については、許可相当の意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。議案第35号農地法第5条許可申請の件「5-4-28」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-4-28」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番 地目は畑、面積は570平方メートルです。転用目的が、堆肥舎・車庫・洗車場で申請理由が農業用車両を保管する場所が不足し、また糞尿を堆肥化する堆肥舎が必要なため車庫と堆肥舎を建築し洗車場を整備したいことから申請が出ています。農地の区分は第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇の西側にある畑です。雨水排水については自然浸透で計画されています。</p> <p>以上よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-4-28」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>4番、中嶋です。「5-4-28」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>2月20日に、白田委員、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。場所については、先ほど事務局から説明があったとおりです。気になる点として、洗車場の使用について確認したところでしたが、ブロックで囲み、タイヤ等についた糞尿、土砂が流れ出さないようにして、そこで出た糞尿等については再度土と混ぜて浄化するということでした。建物の配置や雨水等の処理についても何ら問題ないかと思われましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-4-28」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>

議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-4-28」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして4ページをお開きください。議案第36号農業振興地域整備計画変更の件「変-4-2」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農業振興地域整備計画変更の件「変-4-2」について、ご説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町〇〇 〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇 地目は畑で面積は528平方メートルです。用途につきましては一般住宅・車庫で、現在借家住まいで手狭になったことから持ち家を建築し永住したいとのことから申請が出ています。除外後の農地の区分は第1種農地で集落接続施設に該当いたします。</p> <p>場所につきましては〇〇振興会の〇〇住宅から東へ110メートル進み右折し、南へ約140メートル進んだ左側です。</p> <p>配置図については、住宅を図のように建築し、雨水等の処理については自然浸透で、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、「変-4-2」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。「変-4-2」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>2月20日に、上岡委員、私と事務局が2名、申請人、申請代理人1名で現地調査を行いました。場所については事務局からも説明があったとおりです。現況は図の斜線部分の左側は町道になっています。その横には側溝もあるわけですが、申請地の東隣に申請人の義父が住んでおり、その娘夫婦が今回住宅をそこに建てるということです。現地は町道より1メートルから1.5メートルほど低くなっていますので、周囲にブロックか擁壁を積み、嵩上げをして道路と同じ高さにするので、雨水等の排水は町道側溝に流すということでした。その他に特に問題ないかと思われましたので、皆様のご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-4-2」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-4-2」については、許可相当の意見書を付して町に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして5ページをお開きください。「変-4-3」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農業振興地域整備計画変更の件「変-4-3」について、ご説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇貸家の〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇 地目は畑で面積は1,121平方メートルです。用途につきましては一般住宅・駐車場・トレーラー等駐車場で、現在借家住まいで手狭になったことから持ち家を建築し、林業を営んでいるのでトレーラーやユンボ用の駐車場を整備したいとのことから申請が出ています。除外後の農地の区分は第1種農地で集落接続施設に該当いたします。</p>

事務局	<p>場所につきましては〇〇振興会の〇〇住宅から東へ 110 メートル進み右折し、南へ約 220 メートル進んだ左側です。</p> <p>配置図については、住宅を図のように建築し、駐車場を整備し雨水等の処理については自然浸透で、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>はい、「変-4-3」についても、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>10 番、藤井です。「変-4-3」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>2 月 20 日に、上岡委員、私と事務局が 2 名、申請人、申請代理人 1 名で現地調査を行いました。場所については事務局からも説明があったとおりです。右側の図面を見ていただければわかりますが、住宅がすぐ隣にあります。その間にはブロックが積んでありまして、そちら側に住宅を建てて、左側の部分にもともと〇〇出身で林業を営んでいる方なので、ここにトレーラーを 3 台、ユンボを 3 台止める計画であります。畑の高さは前面の町道とほとんど同じ高さで、南側は畑に面していますが、雨水等は前面の道路側溝に流すということでしたので、畑への支障はないと思われます。その他にも特に問題ないかと思われましたので、皆様のご審議をよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-4-3」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
【異議なしとの声あり】	
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-4-3」については、許可相当の意見書を付して町に進達するというように決定しました。</p> <p>つづきまして 6 ページをお開きください。</p> <p>議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画」の決定について、令和 5 年 2 月集計分を事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画」の 2 月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1 番の所有権移転ですが、内之浦地区はありませんでした。高山地区が、田が 1 件の 1 筆で 1,323 平方メートル、畑が 2 件の 3 筆で 8,105 平方メートルでした。詳細につきましては 7 ページに掲載してあります。</p> <p>この 3 件については先月までの総会であっせん申し出があった分で、認定農業者への売買が成立したものでございます。</p> <p>次に 2 番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定は田が 5 件の 6 筆で 4,404 平方メートル、再設定は田が 8 件の 13 筆で 14,204 平方メートルでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が 12 件の 23 筆で 40,230 平方メートル、畑が 20 件の 33 筆で 63,060 平方メートル、再設定が、田が 46 件の 91 筆で 95,684 平方メートル、畑が 11 件の 16 筆で 27,790 平方メートルです。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が 71 件の 133 筆で 154,522 平方メートル、畑が 31 件の 49 筆で 90,850 平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、102 件の 182 筆で 245,372 平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が 8 ページ、</p>

事務局	高山地区が9から14ページに掲載してあります。 以上、よろしくお願いいたします。
議長	はい、今月は1番の所有権移転が3件、2番の利用権設定は、内之浦地区が13件、高山地区が89件あります。まずは1番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いいたします。
議長	それでは、1番の所有権移転3件の申請について審議いたします。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議長	異議なしということですので、1番の所有権移転の3件については、提案どおり全て許可することに決定しました。 つづきまして、2番の利用権設定に移ります。内之浦地区が8ページ、高山地区が9ページから14ページになります。まずはお目通しのほどお願いいたします。
議長	それでは、内之浦地区の13件の申請分から審議します。 異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議長	それでは異議なしとのことですので、内之浦地区の13件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。 つづきまして、高山地区の89件の申請分に移ります。お目通しをお願いいたします。
議長	それでは、高山地区の89件の申請について審議いたしますが、番号10番に上名主辰也委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。上名主委員の退席をお願いします。 (上名主委員退席)
議長	それでは利用権設定の10番について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議長	それでは異議なしと認め、利用権設定の10番については提案どおり許可することに決定いたしました。(上名主委員入室・着席) 10番を除く他の88件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議長	異議なしということですので、内之浦地区13件、高山地区89件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第37号については終わります。 つづきまして、報告・協議に入ります。1番から3番まであります。15ページをお開きください。報告・協議1番の「農地利用集積事業計画の解約について」16ページまで24件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転等によるもので、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。
議長	それでは合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議長	なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約については、報告のとおり

議 長	承認されました。 つづきまして、17 ページをお開きください。報告・協議の2番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が14件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。まずは「あ-4-60」について事務局の説明を求めます。
事務局	「あ-4-60」について説明いたします。 申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、田が790平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇〇〇付近にある田になります。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	それでは「あ-4-60」のあっせん委員に、地区委員の中村委員と私でお願いします。 つづきまして、「あ-4-61」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-4-61」について説明いたします。 申出人が〇〇市〇〇〇町〇〇 〇〇〇-〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑で2,854平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望で、希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇〇〇付近にある畑になります。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	それでは「あ-4-61」のあっせん委員を、地区委員の大窪委員と永野委員にお願いします。 次に18ページをお開きください。 つづきまして、「あ-4-62」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-4-62」について説明いたします。 申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外4筆で、地目・面積は田が5筆計2,490平方メートル、あっせんの種類は譲受希望で、希望価格については10アール当たり100,000円となっています。 場所につきましては、第3新富地区内にある田になります。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	それでは「あ-4-62」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員でお願いします。 つづきまして、「あ-4-63」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-4-63」について説明いたします。 申出人が〇〇市〇〇 〇丁目〇-〇-〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑で970平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については譲渡が周辺相場、貸付が年間2,000円、希望期間は5年となっています。 場所につきましては、〇〇〇〇の北側にある畑になります。 以上、よろしく願いいたします。

議 長	<p>それでは「あ-4-63」のあっせん委員を、地区委員の富永委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>次に 19 ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-4-64」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-64」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 農事組合法人〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑で 1,112 平方メートル、あっせんの種類は借受希望で、希望価格については全筆で 10,000 円、希望期間は 5 年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇付近にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-64」のあっせん委員に、地区委員の上名主委員と永野委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-65」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-65」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外 2 筆で、地目・面積は田で 3 筆計 10,125 平方メートル、あっせんの種類は譲受希望で、希望価格については 10 アールあたり 160,000 円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会の養鰻場付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-65」のあっせん委員を、白田委員と富永委員でお願いいたします。</p> <p>次に 20 ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-4-66」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-66」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑で 444 平方メートル、あっせんの種類は譲受希望で、希望価格については全部で 100,000 円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会内にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-66」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-68」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-68」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇区〇〇〇 〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町南方字〇〇 〇〇〇番〇外 2 筆で、地目・面積は田で 3 筆計 3,217 平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間は 3 年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇集落センター付近にある田と堆肥センター付近にある田になります。以上、よろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>それでは「あ-4-68」のあっせん委員を、冷水委員と福園委員でお願いいたします。</p> <p>次に 21 ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-4-69」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-69」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外 4 筆で、地目・面積は畑で 5 筆計 6,474 平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間については 3 年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会内にある畑と〇〇保育園付近にある畑になります。以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-69」のあっせん委員に、地区委員の大窪委員と永野委員でお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-70」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-70」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は田で 941 平方メートル、あっせんの種類は譲受希望で、希望価格については 10 アールあたり 200,000 円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-70」のあっせん委員を、白田委員と富永委員でお願いいたします。</p> <p>次に 22 ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-4-71」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-71」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番外 1 筆で、地目・面積は田で 2 筆計 2,209 平方メートル、あっせんの種類は譲受希望で、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-71」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と上名主委員でお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-72」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-72」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外 2 筆で、地目・面積は畑で 3 筆計 1,278 平方メートル、あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については 10 アールあたり 7,000 円、希望期間は 5 年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会内にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>それでは「あー4-72」のあっせん委員を、藤井委員と上岡委員でお願いいたします。</p> <p>次に 23 ページをお開きください。「あー4-73」については、あっせん成立により取り下げとなりましたので、消してください。</p> <p>つづきまして、「あー4-74」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あー4-74」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は田で 3,035 平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望で、希望価格については 10 アールあたり 180,000 円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇〇付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あー4-74」のあっせん委員に、地区委員の坂口委員と私でお願いします。</p> <p>次に 24 ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あー4-75」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あー4-75」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、地目・面積は畑で 2 筆計 2,627 平方メートル、あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間は 5 年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会付近にある田になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あー4-75」のあっせん委員に、地区委員の中嶋委員と白田委員でお願いします。</p> <p>以上であっせん申出に係る 14 件の、あっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、25 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、25 ページから 30 ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。</p> <p>その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議 長	<p>この件に関しまして何かありませんか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議 長	<p>それでは、無いようですので、その他で何かありませんか。はい、事務局。</p>
事務局	<p>31 ページをお開きいただきたいと思いますが、令和 5 年度農作業標準賃金表を配布する時期が来ております。4 月に配布する予定でありますけれども、それに基づきまして、今年も今回皆さんに内容を検討して頂きまして、令和 5 年度の農作業標準賃金表を配布したいと考えております。右側の方に令和 4 年度の賃金表の</p>

事務局	内容が掲載してありますが、これに基づきまして、左の方の令和 5 年度の標準賃金を、いくら位になるかということで皆さんに審議して頂きたいと考えておりますが、1 番の農作業日雇賃金の一般農作業賃金は、昨年の 10 月に鹿児島県の最低賃金が時間給で 853 円となっております。これに基づきまして、一般農作業賃金は最低が 8 時間で 6,824 円というふうに掲載させて頂いております。これ以外の 2 番目から 5 番目までのそれぞれの作業賃金を検討して頂きたいと思っております。右側に令和 4 年度分の標準賃金が載せてありますので、この金額から変わるようなところがあれば、皆さんの方で思いつく限り意見を出して頂いて、来月の総会で決定して頂くこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが何か質問等はありませんでしょうか。はい、中村委員。
中村委員	最低賃金については県の方で定めてある額になるのはわかりますが、土地改良区などはこれ以上の金額とか、また、私たちが雇う時などもこの金額ではなかなか人が来ないと思っております。日雇賃金も年々高くなってきていますし、受託作業も昨今の原油高騰等もあって高くなってきていますので、その辺をよく考えたうえで金額を設定していった方がよいと思っております。
議長	その他には何かありませんか。無いようであれば、今出された意見を踏まえたいうえで、皆さんも来月の総会までに情報を収集していただいて、再度検討するというところでよろしいでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議長	他にありませんか。はい、事務局。令和 4 年度利用状況調査により再生困難と判断した農地の非農地判断について
事務局	※令和 4 年度利用状況調査により再生困難と判断した農地の非農地判断について説明、報告。
議長	その他にありませんか。
	【なしとの声あり】
議長	無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、令和 5 年 3 月 27 日(月)の予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、2 月の定例総会を閉会いたします。

<午前 10 時 57 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和 5 年 2 月 22 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 富永 浩二

委 員 白田 利秋